

## おしらせ

## 品種の利用許諾について

農研機構九州沖縄農業研究センターで取り組んでいる研究の1つが新品種の育成です。これまでに多数の品種を育成し、現在も生産者や実需者にひろく利用されています。品種は農林水産業に与える影響が大きいことから、生産者や実需者も新品種の育成に高い関心と期待を寄せています。

新品種の育成には、長い期間と多くの労力が必要です。そのようにして育成した品種が無断で自由に使われた場合、次の品種育成に取り組む余裕や意欲がなくなってしまうかもしれません。もし、誰も新品種を育成しないようになるといういろいろな問題が生じかねません。そこで、農林水産業の発展に役立てるため、安心して新品種を育成できるように、品種を保護するための「種苗法」が定められています。言い換えれば、「種苗法」があることで品種や育成者の権利が保護され、安心して新品種を育成（開発）できます。「種苗法」により登録された新品種は「種苗法」で保護されます。

この「種苗法」にもとづき、農研機構九州沖縄農業研究センターで育成した品種についても、その種苗を増殖して販売や提供等を行う場合は「品種の利用許諾」が必要になります。登録された品種を許可なく増殖し、

他の方に提供することは有償無償にかかわらず種苗法違反になる可能性があるので注意する必要があります。

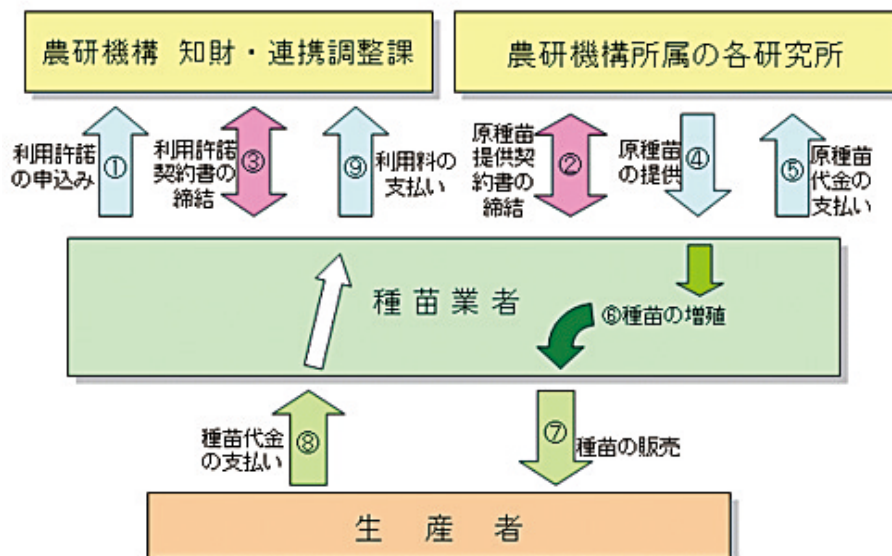
農研機構では「品種の利用許諾」だけでは、増殖のための原種苗を入手できません。原種苗を入手するには「原種苗提供契約」が必要です。「原種苗提供契約」は「品種の利用許諾」と同時に行うことができます。

なお、農業者（農家）が一般栽培のために農研機構で育成した品種を利用する場合は「品種の利用許諾」は必要ありません。種苗利用許諾のある種苗会社（種苗店）等から種苗を入手し、新品種を栽培してください。「品種の利用許諾」は、種苗を増殖して販売や提供を行なう場合に必要となる手続きです。

農研機構が育成した品種については、原則として「仮保護」となる出願公表後から「品種の利用許諾」手続きが可能になります。必要な方は、下記のイラストあるいはURL等を参考にお申し込みください。

九州沖縄農業研究センターでは、業務推進室運営チーム（メール：qunei06@ml.affrc.go.jp）が担当しています。不明な点をご相談ください。

## 農研機構育成品種の許諾フロー



ウェブサイト(URL) 品種の利用方法(農研機構)  
<http://www.naro.affrc.go.jp/patent/breed/breed-exploit/index.html>

品種の利用許諾等連絡先 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構  
 連携普及部知財・連携調整課種苗係  
 TEL：029-838-7390・7246 FAX：029-838-8905